

【平成29年度】飯田市役所ISO14001相互内部監査是正措置一覧表

| No. | 章 | 被監査課 | 指摘区分 | 賞賛事項、改善の機会、システム提案等の内容 | 是正措置 (予定)年月 | 是正措置及びその進捗状況 |
|-----|--------------------------|-------------------|------------------------|---|----------------|--|
| 1 | 4.1 4.2 4.3 4.4 | 市民協働環境部長 (事務局) | 是正処置を要する改善の機会 (不適合) | ・規格の「組織は、～」に対応したマニュアルの表記が、第4章を例にとると4.1及び4.2は「課長は、～」、4.3は「市長は、～」、4.4は「飯田市役所は、～」となっており統一性がなく、4.1での「高いレベルでの、概念的な理解を提供することを意図している。」や、4.2での「ニーズ及び期待についての一般的な(すなわち、詳細ではなく、高いレベルで)理解を得ることが期待されている。」など、規格が求めているレベルとの乖 | 平成30年4月 | ・マニュアルの内容を見直し、必要なすべての文書に適合する主語を記述します。(環境マニュアル第31版で対応) ・規格が求めるレベルに対応するため、部長が各部署をとらえることへ変更します。(環境マニュアル第31版で対応) |
| 2 | 4.3 | 市民協働環境部長 (事務局) | 是正処置を要する改善の機会 (不適合) | ・環境マネジメントシステムの適用範囲の意図は、環境マネジメントシステムが適用される物理的及び組織上の境界を明確にすることである。組織は、その境界を定める自由度及び柔軟性を持つことから、適用範囲を決定するときに考慮する事項a)～e)に対する理解度が決定時と比べて変化しているため、適用範囲について更に考察を加え再決定する必要がある。 | 平成30年4月 | ・適応範囲について、慮する事項a)～e)に対する理解度を深めて決定するため、4.1章及び4.2章の事項を決定する部長が参画する部長会議にて決定することへ変更します。(環境マニュアル第31版で対応) |
| 3 | 6.2.1 | 市民協働環境部長 (事務局) | 是正処置を要する改善の機会 (不適合) | ・組織は、関連する機能及び階層において、目標を確立しなければならないが、環境目標の無い課もあり規格の要求事項を満たしていない。トップマネジメントは、戦略的、戦術的又は運用的レベルで、環境目標を確立してもよいので、環境目標及びそれを達成するための計画策定の仕組みを再考する必要がある。 | - | ・平成29年度から新たに「やらMY課提案」制度がスタートしたことから、環境目標を定めない部署においても環境改善へ取り組める体制が整いました。このことにより環境目標を持たない部署についても対応できることとなったため、マニュアル改正としては行いません。 |
| 4 | 9.2.2 | 市民協働環境部長 (事務局) | 改善の提案 | ・内部監査の有効性確保及び内部監査員の力量向上のため、専門性、継続性が強く求められる部署とそうでない部署では、監査員の任命、チーム編成への配慮と監査の頻度の軽重等、工夫できる余地がある。 | 平成30年4月 | ・環境への負荷の大きさによるランク分けを行い、それぞれに対応した内部監査方法を行います。また、環境マネジメント審査員補及び事務局を内部監査員に加え、専門性や継続性を担保するとともに、監査における現地研修として、内部監査員の力量の向上に努めます。(環境マニュアル第31版で対応) |

| | 章 | 被監査課 | 指摘区分 | システム提案等の内容 | 対応 |
|---|-----------------------|------------|--------|---|--|
| 1 | 6.1.2 6.1.1 7.2 | 文化会館 | システム提案 | ○環境側面に関し、新たに「安全衛生」の観点加わったが、これを環境影響評価にどう反映させるか全庁的な認識度を高めていく必要があること。 ○「リスクと機会」に関し、マニュアルでの扱い方等に曖昧さがみられる。この概念が機能するようにしていくこと。 ○新規格では、環境影響評価や順守評価の実施者には前規格に比し内容的にも専門的・法的な知識が求められており、これを市役所の各課長に求めても | 管理職員教育や新任課長教育等の内容を精査し、統一理解できる内容を実施します。 |
| 2 | 4.2 | 松尾自治振興センター | システム提案 | ・「利害関係者」の決定に関し、範囲の限定をする手順に曖昧さが見られ、広い意味で捉えると全てが「市民」、「住民」となってしまうため、手順の整理が必要と | 「意図した成果」とは何かを示すことで、第4章については明確になってくるため、マニュアルを改正します。(環境マニュアル第31版で対応) |

【平成29年度】飯田市役所ISO14001相互内部監査是正措置一覧表

| No. | 章 | 被監査課 | 指摘区分 | 賞賛事項、改善の機会、システム提案等の内容 | 是正措置 (予定)年月 | 是正措置及びその進捗状況 |
|-----|---------------------------------------|------------|--------|--|----------------|---|
| 3 | 6.1.1 6.1.2 6.1.3 6.1.4 | 松尾自治振興センター | システム提案 | ・「事務事業進行管理表」の記録と展開に関し全体の関連性が見えづらく、特に「3. リスクと機会」の設定の持つ意味が不明確である。 | | 「意図した成果」とは何かを示すことで、第4章については明確になってくるため、マニュアルを改正します。(環境マニュアル第31版で対応) |
| 4 | 4.1 6.1.1 | 川路自治振興センター | システム提案 | ・自治振興センターにおいても、利害関係者のニーズ及び期待の理解やリスク及び機会の特定について、「環境に関する組織の状況等の検討表」を作成することが必要ではないか。 | | 4.1章に伴う組織の状況や、4.2章に伴う利害関係者のニーズ及び期待の理解や6.1.1章リスク及び機会の特定については、規格要求通り、経営層(部長)が捉えることへ変更します。(環境マニュアル第31版で対応) |
| 5 | 4.1 4.2 6.1.1 6.2.1 6.2.2 | 商業・市街地活性課 | システム提案 | ・様式4-6-2・事務事業進行管理表からでは、飯田市地球温暖化防止実行計画に定める削減状況が分からず、環境マネジメントシステムの取組が見えてこない。すなわち、環境影響の少ない事務事業や、事務事業の目的や内容が環境の保護や改善等に関するものでない場合には、環境目標は定着事項ということになり、様式4の2「順守義務」、3「リスクと機会」は『なし』という評価結果になるとともに、事務事業進行管理表の(環境ISO管理)は空欄になる。これでは、飯田市役所が全庁あげてEMSに取り組んでいることが、外部に確信されない怖れが大きい。定着事項であってもPDCAによる不断の職員個々の実践と改善が必要である。市民に、市役所の取組状況が行きわたる。 | | 一般事務及び施設管理に伴う順守義務を定め、運用できるようにします。 |
| 6 | 4.3 6.1.3 | 観光課 | システム提案 | ・被監査課は複数の施設を管理しているが、施設によって順守義務の記載の有無が生じている。マニュアル6.1.3-2.2(1)(4)に従えば、施設管理事務における順守義務は施設の規模の違いはあっても、基本的には同一の判断になる筈である。こうした齟齬は、6.1.3-2.2(1)によって作成された一覧において、施設管理業務と行政処分行為業務とが混同されていることや、本庁舎に配置されているサイト(課)を想定した内容となっていることから、生じているのではないか。ISO14001規格の考え方や要求事項に則して、考え方を整理し、必要な見直しを行う必要がある。 | | 一般事務及び施設管理に伴う順守義務を定め、運用できるようにします。 |

【平成29年度】飯田市役所ISO14001相互内部監査是正措置一覧表

| No. | 章 | 被監査課 | 指摘区分 | 賞賛事項、改善の機会、システム提案等の内容 | 是正措置 (予定)年月 | 是正措置及びその進捗状況 |
|-----|---------------------------------------|-------------|--------|--|--|--------------|
| 7 | 4.1 4.2 6.1.1 6.2.1 6.2.2 | 観光課 | システム提案 | ・様式4・6-2・事務事業進行管理表からでは、飯田市地球温暖化防止実行計画に定める削減状況が分からず、環境マネージメントシステムの取組が見えてこない。すなわち、環境影響の少ない事務事業や、事務事業の目的や内容が環境の保護や改善等に関するものでない場合には、環境目標は定着事項ということになり、様式4の2「順守義務」、3「リスクと機会」は『なし』という評価結果になるとともに、事務事業進行管理表の(環境ISO管理)は空欄になる。これでは、飯田市役所が全庁あげてEMSに取り組んでいることが、外部に確信されない怖れが大きい。定着事項であってもPDCAによる不断の職員個々の実践と改善が必要であろう。市民に、市役所の取組状況が伝わ | 一般事務及び施設管理に伴う順守義務を定め、運用できるようにします。 | |
| 8 | 8.1 9.1.1 | 下久堅自治振興センター | システム提案 | 電気(太陽光含む)、灯油といったエネルギーの使用について、各施設の総合的な検証の必要性を感じる。また、今後の建築事業に生かすためにも、下久堅自治振興センター・公民館のように改築を行った施設は、建替えの前後でエネルギー使用量の変化について総合的な検証が必要であると考えます。 | エネルギー報告により運用改善として行います。 | |
| 9 | 7.2 | 環境モデル都市推進課 | システム提案 | ・環境マニュアルの改訂に伴い内部監査員研修が複数回実施されたが、監査員に対し、内部監査のポイント(どの部分をどのような視点で監査すべきかなど)がより明確に理解できるよう、研修内容を検討された | 内部監査員教育等の内容を精査し、監査のポイントが明確となる内容で実施します。 | |
| 10 | 7.2 | 長寿支援課 | システム提案 | 環境マニュアル第30版に対する解釈が各課まちまちであり、具体例を用いるなどした理解の統一を図る取り組みが必要と考えます。 | 管理職員教育や新任課長教育等の内容を精査し、統一理解できる内容を実施します。 | |
| 11 | 4.3 9.1.2 | 最終処分場 | システム提案 | ・飯田市役所環境マニュアルの改訂により、本施設はサイトが環境課へ一本化された。このサイト一本化に伴い、改訂後マニュアルに基づいたシステムにおいて、順守義務の順守評価等に漏れが生じやすかったり、環境マネージメントシステムで意図した成果達成のために機能するか疑問な点が見られた。システムが機能するようマニュアルを再検討されたい。 | 運用において改善を促します。 | |
| 12 | 6.1.3 | 三穂自治振興センター | システム提案 | ・法的に定められた順守事項の洗い出しは、第30版では事務事業進行管理表において行うことになっていますが、施設管理を行う部署では、第29版の「法的及びその他の要求事項一覧」(様式432-3)レベルのものが必要と思われます。 | 一般事務及び施設管理に伴う順守義務を定め、運用できるようにします。 | |
| 13 | 8.1 9.1.1 | 上久堅自治振興センター | システム提案 | 改築や改装のあった公共施設については、施工前と施工後のエネルギー消費量やCo2の排出量など環境負荷に係る数値を継続的に把握、比較することが、今後の環境に配慮した公共施設整備に資すると | エネルギー報告により運用改善として行います。 | |

【平成29年度】飯田市役所ISO14001相互内部監査是正措置一覧表

| No. | 章 | 被監査課 | 指摘区分 | 賞賛事項、改善の機会、システム提案等の内容 | 是正措置 (予定)年月 | 是正措置及びその進捗状況 |
|-----|-------------------------------|------------------|--------|---|----------------|---|
| 14 | 4.1・ 4.2 6.1.1 6.2.1 | 国県リニア事業課 | システム提案 | 環境に関する組織の状況等の検討表による、組織の状況、利害関係者のニーズと期待、リスクと機会、また、リスクと機会に関する環境目標の設定も含め、今年度から新たに運用が開始されたこともあり、捉え方、考え方に差がある。市役所全体で考え方を整理する必要性を感じる。 | | 「意図した成果」とは何かを示すことで、第4章については明確になってくるため、マニュアルを改正します。(環境マニュアル第31版で対応) |
| 15 | 4.1・ 4.2 6.1.1 6.2.1 | リニア推進課 リニア整備課 | システム提案 | 環境に関する組織の状況等の検討表による、組織の状況、利害関係者のニーズと期待、リスクと機会、また、リスクと機会に関する環境目標の設定も含め、今年度から新たに運用が開始されたこともあり、捉え方、考え方に差がある。市役所全体で考え方を整理する必要性を感じる。 | | 「意図した成果」とは何かを示すことで、第4章については明確になってくるため、マニュアルを改正します。(環境マニュアル第31版で対応) |
| 16 | 8.1 | 座光寺自治振興センター | システム提案 | ・一般事務及び施設管理業務においては、維持管理項目のリスクに対する順守義務のプロセスがより明瞭になるように、第29版「法的及びその他の要求事項一覧(様式432-3)」に基づいて事務事業進行管理表が作成されることを提案する。 | | 一般事務及び施設管理に伴う順守義務を定め、運用できるようにします。 |
| 17 | 4.1 4.2 6.1.1 6.1.3 | 山本自治振興センター | システム提案 | ・自治振興センターにおいても、組織の状況、利害関係者のニーズ及び期待の理解やリスク及び機会の特定について、様式4「環境に関する組織の状況等の検討表」を作成することが必要ではないか。 | | 4.1章に伴う組織の状況や、4.2章に伴う利害関係者のニーズ及び期待の理解や6.1.1章リスク及び機会の特定については、規格要求通り、経営層(部長)が捉えることへ変更します。(環境マニュアル第31版で対応) |
| 18 | 4.1 4.2 6.1.1 6.1.3 | 上郷自治振興センター | システム提案 | ・自治振興センターにおいても、利害関係者のニーズ及び期待の理解やリスク及び機会の特定について、「環境に関する組織の状況等の検討表」(様式4)を作成する必要がある。 | | 4.1章に伴う組織の状況や、4.2章に伴う利害関係者のニーズ及び期待の理解や6.1.1章リスク及び機会の特定については、規格要求通り、経営層(部長)が捉えることへ変更します。(環境マニュアル第31版で対応) |
| 19 | 4.1 4.2 6.1.1 6.1.3 | 鼎自治振興センター | システム提案 | ・自治振興センターにおいても、組織の状況、利害関係者のニーズ及び期待の理解やリスク及び機会の特定について、様式4「環境に関する組織の状況等の検討表」を作成することが必要ではないか。 | | 4.1章に伴う組織の状況や、4.2章に伴う利害関係者のニーズ及び期待の理解や6.1.1章リスク及び機会の特定については、規格要求通り、経営層(部長)が捉えることへ変更します。(環境マニュアル第31版で対応) |